当金庫の自己資本の充実の状況等

2. 自己資本比率告示第５条第７項第１号に規定するその他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

3. 自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2024 年度		2025 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセットの額の合計額	151,059	6,042	155,609	6,224
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	149,298	5,971	153,790	6,151
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	50	2	50	2
国際決済銀行向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	130	5	70	2
我が国の政府関係機関向け	611	24	440	8
地方三公社向け	617	24	325	13
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	29,695	1,187	27,671	1,106
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,081	43	1,080	43
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	43,440	1,737	46,073	1,842
特定貸付債権向け	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	21,204	848	20,605	824
トランザクター向け	114	4	118	4
不動産関連向け	22,040	881	20,931	837
自己居住用不動産等向け	9,023	360	8,483	339
賃貸用不動産向け	233	9	203	8
事業用不動産関連向け	12,782	511	12,244	489
その他不動産関連向け	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	3,076	123	3,720	148
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,165	86	2,414	96
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	237	9	184	7
取立未済手形	10	0	11	0
信用保証協会等による保証付	2,449	97	2,414	96
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
株式等	9,301	372	13,444	537
上記以外	14,267	570	15,431	617
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-

（単位：百万円）

	2024 年度		2025 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	497	19	497	19
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,727	109	2,660	106
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	7,656	306	8,800	352
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	3,386	135	3,473	138
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化 STC 要件適用分	-	-	-	-
証券化 短期 STC 要件適用分	-	-	-	-
証券化 不良債権証券化適用分	-	-	-	-
証券化 STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,761	70	1,818	72
ルック・スルー方式	1,761	70	1,818	72
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
フォールバック方式（1,250%）	-	-	-	-
④未決済取引	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVA リスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,682	267	6,887	275
BI	4,454		4,591	
BIC	534		551	
ハ．単体リスク・アセットの額の合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	157,742	6,309	162,497	6,499

※1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%